

大深度地下情報システムについて

1. 法律上の位置づけ
2. 大深度地下情報システムの概要
3. データ整備概要
4. 大深度地下情報システムの閲覧

1

1 法律上の位置づけ

大深度地下情報システムは、
「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づき、
国土交通省が整備を進めています。

本システムは公共事業の円滑な遂行と大深度地下の適正な
利用に資するため、事業者等に対し情報提供を行うものです。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

第8条 国及び都道府県は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集及び提供
その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

大深度地下の公共的使用に関する基本方針

- IV その他大深度地下の公共的使用に関する重要事項
2 大深度地下利用に関する情報収集・公表

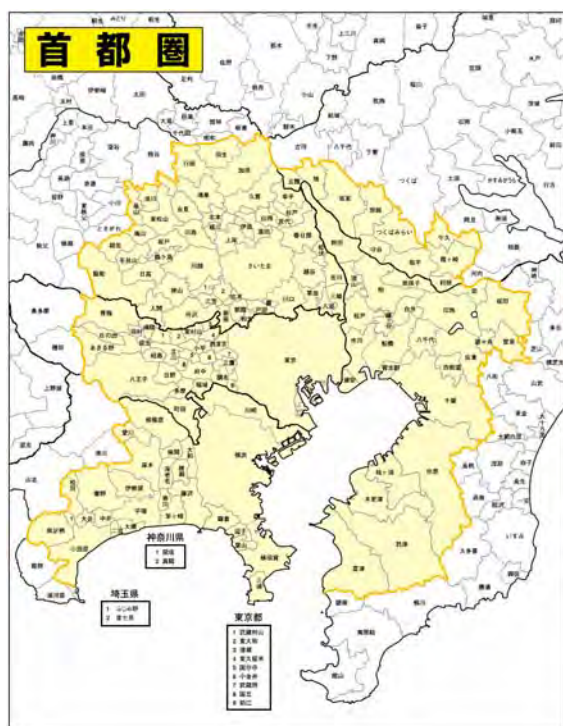
国は、大深度地下を適正かつ計画的に利用するため、大深度地下利用に関する情報収集・公表を推進することとし、地盤情報、地下に設置された施設の情報等に関する情報システムの整備を推進
することとする。

【大深度地下HPアドレス: <http://www.mlit.go.jp/crd/daisindo/index.html> 】

2

2 システムの概要

2.1 対象地域



3

2.2 対象施設

【対象施設】(20施設)

鉄道、地下道路、地下道路施設、建築物基礎、通信、電力、井戸、ガス、ガス施設、水道、給水所、下水道、下水道施設、地下河川、地下河川施設、地下利用研究施設等、温泉井、地下駐車場、地下街、共同溝

【属性情報(一部)】

対象施設	属性情報
鉄道	管理者、管理部署(提供元)、路線名、延長(m)、深度(m)、深度フラグ、データ整備年度、深度細区分
地下道路	管理者、管理部署(提供元)、路線名、トンネル名、延長(m)、深度(m)、深度フラグ、データ整備年度、深度細区分
地下道路施設	管理者、管理部署(提供元)、路線名、施設名、深度(m)、深度フラグ、データ整備年度、深度細区分
建築物基礎	管理者、管理部署(提供元)、件名、年月、施工者、建設場所、用途、建築面積、地上階数、地下階数、建築物高さ、支持層、N値、深度(m)、深度フラグ、データ整備年度、深度細区分

〔現在整備されている情報についての注意事項〕

- 本情報は、各管理者から任意に提供されたものの集合であり、全ての地下施設を完全に網羅したものではありません。
- 本情報は、詳細な測量に基づき作成したものではありません。平面位置等は概ねのものとお考えください。
- 本情報は、それぞれ提供を受けた時点のものであり、現状と異なる場合があります。

4

2.3 対象深度

【対象深度】

大深度地下情報システムでは、原則として地下20m以深の施設を対象に調査を行っています。なお、地下20m以浅の施設については、地下20m以深の施設と連続し繋がりのある場合に部分的に整備を行っているので、全てを網羅するものではありません。

地図上の色分け表示例

(下水道)

0～20m
20～40m
40m以上

(鉄道)

0～20m 40～45m
20～25m 45～50m
25～30m 50～100m
30～35m 100m以上
35～40m

(井戸)

0～20m 150～200m
20～40m 200～250m
40～100m 250m以上
100～150m

5

2.4 大深度地下情報システムの主な機能

【システムの利用者が利用できる主な機能】

地図表示

施設情報の表示

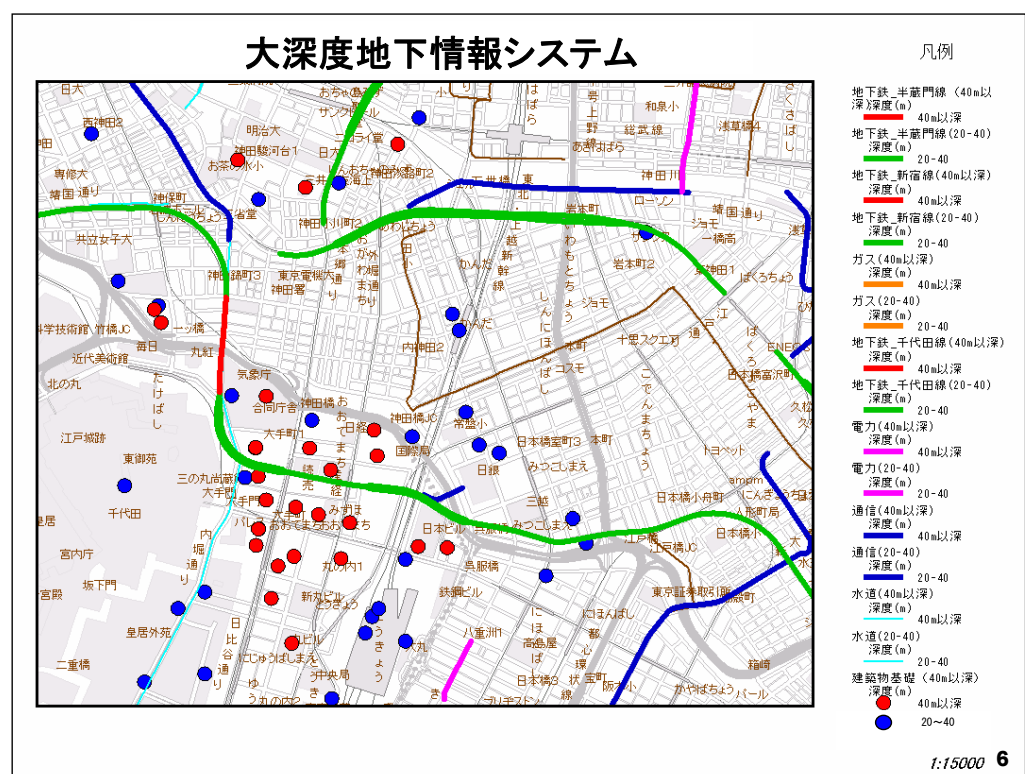
・色分け表示

・属性表示

施設情報の検索

地図検索

地図印刷



3 データ整備概要

3.1 中部圏におけるデータ整備の対象地域

中部圏の大深度地下使用制度対象地域は下図のとおりです。



7

3.2 対象施設のデータ整備状況一覧

	首都圏					近畿圏				中部圏	
	東京都	千葉県	神奈川県	埼玉県	茨城県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	愛知県	三重県
鉄道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地下道路	○		○	○		○	○	○	○	○	
地下道路施設	○		○	○							
建築物基礎	○	○	○	○		○	○	○		○	○
通信	○					○	○	○	○	○	
電力	○			○		○	○	○	○	○	○
井戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガス	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
ガス施設		○							○		
水道	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
給水所	○										
下水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道施設						○	○	○	○	○	○
地下河川	○	○	○	○			○				
地下河川施設	○						○				
地下利用研究施設等		○	○			○				○	
温泉井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地下駐車場	○	○				○	○	○		○	
地下街			○			○				○	
共同溝	○	○	○								8

3.3 中部圏における施設の資料提供元 及び 県別のデータ整備数量一覧

対象施設	資料提供元	愛知県	三重県	合計
鉄道	名古屋市交通局、愛知環状鉄道株式会社、上飯田連絡線株式会社、名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社	32,923m	—	32,923m
地下道路・地下道路施設	愛知県道路公社	1,787m ・ —	— ・ —	1,787m ・ —
建築物基礎	日本建築センター	23件	1件	24件
通信	NTTインフラネット株式会社	17,999m	—	17,999m
電力	中部電力株式会社	3,684m	9,429m	13,113m
井戸	一宮市、蟹江町、知立市、豊田市	5,706件	724件	6430件
ガス・ガス施設	東邦ガス株式会社	5,010m・—	— ・ —	5,010m・—
水道・給水所	名古屋市、三重県企業庁	6,612m・—	992m・—	7,604m・—
下水道・下水道施設	愛知県、名古屋市、春日井市、半田市、桑名市、四日市市	13,817m・14件	524m・1件	14,341m・15件
地下河川	—	—	—	—
地下河川施設	—	—	—	—
地下利用研究施設等	名古屋大学	3件	—	3件
温泉井	愛知県、三重県、桑名市、長久手町、豊田市	85件	20件	105件
地下駐車場	株式会社東海放送会館、財団法人名古屋都市整備公社（現：(財)名古屋まちづくり公社）、株式会社ユニモール	3件	—	3件
地下街	株式会社ユニモール	1件	—	1件
共同溝	—	—	—	— 9

4 システムの利用対象者ならびに閲覧場所

システムの利用対象者

- ・ 大深度地下使用協議会を構成する国の行政機関及び関係都府県等の職員
- ・ 大深度地下使用法対象事業者（国、地方公共団体、公益企業等）

閲覧場所

国土交通省における以下の4か所に設置してある端末を利用して閲覧できます。

- ・ 国土交通省 都市局
都市政策課 大深度地下利用企画室
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 建政部 計画管理課
- ・ 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 計画管理課
- ・ 国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課

大深度地下情報システム閲覧申請書			
平成 年 月 日			
申請者（所属、氏名及び連絡先）			
(TEL: — —)			
(E-mail: —)			
注）押印は必要ありません。社員証等、所属を証明できるものをご提示ください。			
閲覧の目的（実施を検討している事業の種類及び地域）			
閲覧希望内容			
閲覧希望窓口（希望する窓口の番号を○で囲む）			
1. 都市・地域整備局 大深度地下利用企画室（FAXは関東地方整備局へ）			
2. 関東地方整備局 建政部 計画管理課（FAX：049-600-1920）			
3. 近畿地方整備局 建政部 計画管理課（FAX：06-6942-3912）			
4. 中部地方整備局 建政部 計画管理課（FAX：052-953-8605）			
閲覧希望日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
※ 閲覧日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
※ 所管行政機関担当者（所属及び氏名）（申請者が行政機関の場合は不要）			
※ 閲覧窓口担当者（所属及び氏名）			
注）※欄は閲覧窓口担当者が記入します。申請者は記入しないでください。			
本申請により得た情報については、慎重に管理するとともに、上記の閲覧目的以外には使用しないこと、また、無断で第三者に提供しないことを誓約します。			氏名 印

※閲覧及びデータの提供については、
大深度地下使用法第8条の「公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資する」という目的に沿った用途であることが前提となります。

大深度地下情報システム閲覧申請書の提出等の手続きを行う必要があります。

(最後に) お問い合わせ先

お問い合わせ先

大深度地下情報システムに関するお問い合わせは下記までお願いします。

国土交通省 都市局
都市政策課 大深度地下利用企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話 03(5253)8111(代表)

FAX 03(5253)1586